2020 年 11 月 13 日 流通経済大学 加藤 洋平

執行機関の定義について

1. 地方自治体における機関

- ▶執行機関 ①首長(都道府県知事、市区町村長)
 - ②行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会など)
- ▶補助機関 ①副知事 副市区町村長
 - ②教育長
 - ③職員
 - ④会計管理者
- ▶付属機関 ①審議会
- ➡こうした機関に関することは、地方自治法に定められている。

2. 他市の定義

- ➤一部では、執行機関ではなく行政と表記する自治体も存在する。
- ➤ 愛知県犬山市 「犬山市協働のまちづくり基本条例」
- ▶令和元年7月1日施行
- ➤第3条 定義
 - 行政 市の執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会及び固定資産評価審査委員会(これらに属する職員を含みます。)をい います。

3. 執行機関 or 行政

- ① 他市の例でも多い、また地方自治法などの法律上の表記と同様に執行機関と表記する。
- ② 犬山市のように町民に分かりやすい表記として、行政と表記する。